

## 補助金等取扱基準(案)

補助金等の名称	諏訪市生ごみ堆肥化容器等設置補助金
補助事業等の目標	一般家庭の生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機（以下「容器等」という。）を普及させることにより、生ごみの自家処理の推進、燃やすごみの減量化の促進とごみに対する市民意識の高揚を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市内に住所を有し、かつ、自らが生ごみの減量化を積極的に行う者
補助対象経費	容器等の購入代金（消費税を含む。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	対象経費の 4 分の 3 以内とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ただし、1 世帯で購入する場合は、50,000 円を限度とし、複数の世帯で共同して購入する場合は、50,000 円×共同購入世帯数を限度とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 補助対象の容器等は安価であるが、目標達成の手段として効果が高いため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 6 年 3 月 24 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 ごみの自家処理の推進、ごみの減量化の促進のため継続して補助することが必要であるため。
情報の公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 補助金交付の条件は以下に定めるとおりとする。 (1) 補助金の交付の対象となる 1 世帯当たりの容器等の数は、次に定めるとおりとする。ただし、既に補助金の交付の対象となっている容器等で、購入時から 6 年を経過した容器等については、当該容器等の数

	<p>に含まない。</p> <p>ア 電動式の容器等については、1世帯当たり1基を限度とする。</p> <p>イ 電動式以外の容器等については、1世帯当たり2基を限度とする。</p> <p>(2) 設置者は、生ごみ処理による堆肥物について適切に自家活用を図らなければならない。</p> <p>(3) 容器等の使用にあたっては、ねずみ、衛生害虫等の発生防止に配慮するとともに悪臭等周辺住民に迷惑のかからないように注意すること。</p> <p>(4) 申請者又は申請代表者及び口座名義人が同一であること。</p> <p>2 諏訪市衛生自治連合会（以下「連合会」という。）は、容器等の購入代金から当該補助金の額を差し引いて容器等をあっせん販売し、当該あっせん販売で容器等を購入した者に代わり、補助金の交付を申請することができる。この場合において、市は、連合会から補助金の交付の申請があったときは、連合会に対し補助金を交付するものとする。</p> <p>3 市は、容器等の使用状況を確認するため、現地確認又はアンケートによる調査を行うことができる。</p>
<p><b>提出書類</b></p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、容器等の設置後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 領収書の写し（品目、金額、購入先が明確なもの。）</p> <p>(3) 容器等の型番がわかる書類の写し（領収書の写しに型番の記載がない場合に限る。）</p> <p>(4) 容器等の設置の現況がわかる写真（容器等1基につき、1枚）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係</p>

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 2 月 6 日 一部改正

令和 3 年 3 月 17 日 一部改正（令和 3 年 4 月 1 日 施行）